

令和6年 第12回農業委員会総会 議事録

とき 令和6年12月16日(月)

ところ 東大阪市役所 18階 大会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第50号<br>相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件  |
| 日程第2 | 報告第51号<br>引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第3 | 報告第52号<br>生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件      |
| 日程第4 | 報告第53号<br>農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件  |
| 日程第5 | 報告第54号<br>農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件  |
| 日程第6 | 議案第23号<br>特定農地貸付承認申請の件               |

出席委員 14名 別紙のとおり

欠席委員 4名 別紙のとおり

事務局 1名 別紙のとおり

開会 午後4時00分

【事務局】

それではですね、時間になりましたので、令和6年第12回の総会をはじめさせていただきますと思います。最初に局長が議会対応のため、本日欠席をさせていただきます。それでは会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

月日が経つのは早いもので今年も後半月となりました。

11月28日に全国農業会議会長代表者集会、東京文京シビック、これに参加させていただきました。農業関係者1400人が、集って、研修開催、食料と農業農村の基本計画、これを、25年度に農業関係の予算の確保に関する要請書を提出して参りました。

政府に要請したんだけど、なかなかこれはできるかどうか、このときちょうど、猪口委員の

ね、東京文京シビックとこで火事がありまして、道路が…。

それでは本日令和6年、第12回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にも関わります、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それではこれより総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

何卒議事が円滑に参りますよう

最後までご協力のほどよろしく願いいたします。

着座で進めさせていただきます。

本日の総会出席委員は14名。

14名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方が指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしと認め、4番、大東雄太委員、18番、山口裕之委員。

両委員を指名いたします。

それでは審議に入らせていただきます。

日程第1、報告第50号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

#### 【事務局】

はい。議長

日程第1、報告第50号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。

番号1。

被相続人住所氏名。〇〇〇〇、〇〇〇〇。相続開始年月日、令和〇年〇月〇日。

相続人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、適用面積が〇〇平方メートル。

登記面積が〇〇平方メートル、相続登記が済んでおります。外7筆。

評価証明書、生産緑地地区指定確認書が添付されております。

令和〇年〇月〇日証明。他1件ございます。

よろしく願いいたします。

#### 【議長】

はい。1番と2番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

**【議長】**

ありがとうございます。

異議ないものと認め、日程第 1、報告第 50 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

2 ページ目。

日程第 2、報告第 51 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

**【事務局】**

はい。

議長。

日程第 1 で報告第 51 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇年〇月〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇、特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇。適用面積が〇〇㎡、登記面積が〇〇㎡。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用農地でございます。

令和〇年〇月〇日証明、他 4 件でございます。

はい。

1 番から 5 番ですね、1 番から 5 番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なしの声)

**【議長】**

ありがとうございます。

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 51 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

3 ページ目出させていただきます。

日程第 3、報告第 52 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題といたします。

事務局より報告願います。

**【事務局】**

はい議長。

日程第 3、報告第 52 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。

番号 1、買取申出をする者、住所、氏名。〇〇〇〇、〇〇〇〇。買取申出事由の生じた者、住所、氏名。〇〇〇〇、〇〇〇〇。買い取り申出事由が生じた日。令和〇年〇月〇日、申出事由は故障。物件の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇平方メートル。

土地の謄本と診断書の写し、付近見取り図が添付されております。令和〇年〇月〇日証明。  
以上です。

【議長】

はい。

この一番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なしの声)

【議長】

はい。異議ないものと認め、日程第3、報告第52号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

4ページお願いします。

日程第4報告第53号農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題といたしたいと思います。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第4、報告第53号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件。

番号1、届出人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地、〇〇〇〇、地目、田、面積が〇〇㎡。転用目的は〇〇、用途地域は商業地域でございます。

他、5件でございます。

【会長】

はい。1番から6番までの専決事項について、異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ないものと認め、日程第4、報告第53号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

5ページ目。

日程第5、報告第54号、農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件を議題といたします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 5、報告第 54 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届け出専決事項報告の件。

番号 1、譲受人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲渡人、住所、氏名、〇〇〇〇。〇〇〇〇。所在地、〇〇〇〇。面積は〇〇㎡。転用目的は露天駐車場でございます。用途地域が準住居地域。生産緑地ですが、令和〇年〇月〇日に解除されております。他 2 件でございます。

【議長】

はい。

これ一番から 3 番までの専決事項です。異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

はい。異議ないものと認め、日程第 5、報告第 54 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項の件は了承することに決めます。

日程第 6、議案第 23 号、特定農地貸付承認申請の件を議題といたします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 6、議案第 23 号、特定農地貸付承認申請の件。

番号 1、申請者住所、〇〇〇〇、申請者氏名、〇〇〇〇、特定貸付農地の所在が〇〇〇〇。面積が〇〇㎡、添付書類として、土地謄本、貸付規程、貸付協定が添付されております。以上です。

【議長】

はい。この特定農地貸付承認の件ですね、これについて事務局より説明願います。

【事務局】

はい。議長。

特定農地貸付承認申請の件についてご説明をさせていただきます。

事業の目的でございますが、まず市民農園とは、都市の住民や高齢者の生きがいがづくりなど、農業に従事されていない方々が多様な目的で、小さな面積の農地を利用して、自家用の野菜や花を栽培するような農園のことを言います。

法的な根拠でございますが、貸し付け方式の市民農園の開設に伴う農地の賃貸借につきましては、農地法の許可を不要とする、特定農地貸付に関する農地法特例に関する法律、一般的には特定農地貸付法と呼ばれておるものでございますが、当該法律の適用を受けるということになります。

具体的な議案の説明をさせていただきます。

申請地は〇〇〇〇、地積が〇〇㎡。

登記地目が〇、現況地目が〇で所有者が、〇〇〇〇さんというふうになっております。

令和〇年〇月〇日でございますが、〇〇〇〇さんが所有されておられる農地につきまして、複数の利用者に対して、自らが農園の開設者として貸し付けをするために、特定農地貸付法第二条第2項の第5号で（イ）に定める協定を東大阪市と締結されました。

今回は同法第三条第3項に基づいて、農業委員会の承認について申請をされるものです。

まず、特定農地貸付法につきまして、農地貸付ができるって条件が定められておりますので、順に説明をさせていただきます。

まず、各利用者へ貸し付ける面積が1000㎡未満であるということがございますが、当該農地は農地面積全体が〇〇㎡でございますので、こちらの方は問題ございません。

また、相当数の者を対象として、定型的な条件で貸し付けが行われるものであるということでございますが、こちらの方は当該用地を〇の区画に分けて貸し出すということで、承認申請が出ておるものでございます。

続きまして、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地貸付であることとございますが、こちらの方につきましては、申請の際に添付されております貸付規定の第4の2というところで、営利を目的として、作物を栽培してはならないことが記載されておるものでございます。

続きまして、5年を超えない貸し付けであることという条件がありますが、こちらの方は貸付規定の第4に貸付期間が1年間とするという記載がございます。

従って、問題あるものではございません。

続きまして、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う貸し付けの場合は、当該のその所在地を管轄する市町村と、貸付協定を締結していることという条件がございますが、これは先ほどもご説明させていただきましたが、令和〇年〇月〇日に、東大阪市と協定を締結されておられます。

これらによりまして、特定農地貸付法で定める農地の条件はクリアされておるものでございます。

今回上程をしております、同法第3条に基づく農業委員会の承認につきましては、申請書に貸付規程を添付することとなっております。

以下、貸付規程に記載しなければならない事項が定められておりますので、こちらの方を順にご説明をさせていただきます。

繰り返しになりますが、農地の所在地、面積の記載が必要でございます。

こちらにつきましては〇〇〇〇、〇〇㎡との記載がございます。

続きまして、募集及び選考の方法、こちらにつきましては、貸付規程第5によりまして、募集は掲示等により一般公募、貸付規程の第7により、選考方法は先着順というふうになっております。

続きまして、貸付期間及びその他の条件でございますが、先ほども申し上げましたが貸付規程第4より1年間というふうになってございます。

続きまして、適切な利用を確保するための方法というところでございますが、貸付規程の第4の2に禁止している行為の記載がございます。

続きまして、貸付規程第8に、管理運営等の方法が記載をされておるものでございます。特定農地貸付法第3条第3項による承認につきましては、農地の周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当が規模を超えないものであることということでございますが、12月の13日、当該農地を現地調査させていただきまして、適切な位置かつ妥当な規模を超えないものであることを確認させていただいております。

続きまして、特定農地貸付を受けるものを募集及び選考方法が、公平かつ適正なものであることというところでございますが、先ほどもご説明させていただきました通り、規程第5により一般公募、規程第7により先着順となっておりますので、こちらの方も問題あるものではございません。

続きまして、特定農地貸付貸付に係る農地の貸付の期間その他の条件で、特定農地貸付に係る農地の適切な利用を確保するための方法につきまして、有効かつ適切であることという条件付がございますが、貸付規程及び協定にその旨の記載がございます、有効かつ適切であると考えられるものでございます。

その他、政令で定める基準に適合するものであることというところにつきましては、同法施行令第三条にて、所有権以外の権限に基づいて、耕作の事業に供されているものでないこととするというふうな記載をされておりますが、こちらの農地の所有権は、〇〇〇〇さんであることは、登記簿の提出によって確認をさせていただいております。

特定農地貸付の承認申請につきましての説明は以上となります。

【議長】

はい。この件についてご審議願います。意見ありませんでしょうか。

【西田委員】

ちょっと。はい。

【議長】

はい。

【西田委員】

この特定貸付農地は、市街化区域内の農地ですかね。

【事務局】

はい。市街化区域内の農地ということになります。

【西田委員】

市街化区域内の農地ということになりますと、これは生産緑地とか関係ないんですか。

指定されているんですかね。

【事務局】

はい。すみません。お待たせしました。特定の生産緑地になっています。

【西田委員】

特定の生産緑地になっているの。はい。結構です。

【議長】

よろしいですか。

【西田委員】

はい。

【会長】

他にございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

他にないと認め、日程第 6、議案第 23 号、特定農地貸付承認申請の件は承認することに決  
します。以上をもちまして本日の定例総会が終了します。

閉会 午後 4 時 2 1 分

以上の事実に相違がない事を証明するため、署名する。

会長

大西 博

委員

大東雄太

委員

山口裕之

# 令和6年 第12回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	○
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	×
4	大東 雄太	◎	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	○	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	×	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	×
9	石井 忠和	×	18	山口 裕之	◎

- 出席  
× 欠席  
◎ 議事録署名委員  
△ 途中参加

---

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局次長 横 関 真 人